

送還忌避者の実態について

出入国在留管理庁

令和2年3月27日

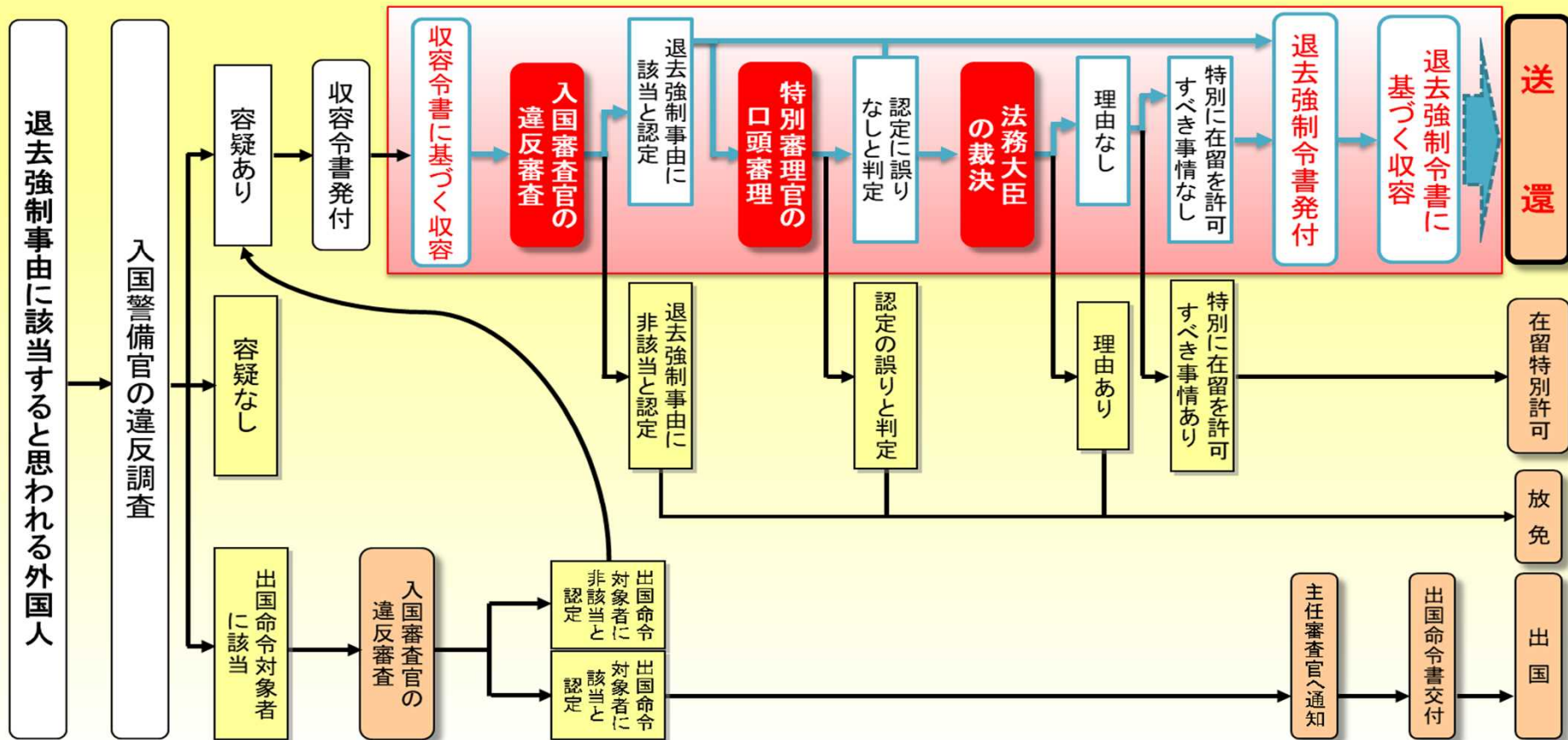
送還忌避被收容者の実態①

1 送還忌避者

令和元年12月末現在、退去強制令書の発付を受け、収容中の者は942人、仮放免中の者は2217人となっている。
 被收容者のうち送還を忌避する者は649人(69%)おり、これらの者は、入管法の定める慎重な手続による審査を経て、退去強制事由に該当すると判断され、かつ、特別に在留を許可すべき事情がないため在留特別許可が付与されずに退去強制処分を受けた者であり、もはや退去強制手続において採り得る手段はなく、速やかに送還することが求められているにもかかわらず、法律上又は事実上の作為・不作為により日本からの退去を拒んでいる被收容者である。

退去強制手続の流れ

※ 赤枠内の手続は原則として入管収容施設に収容して行われる



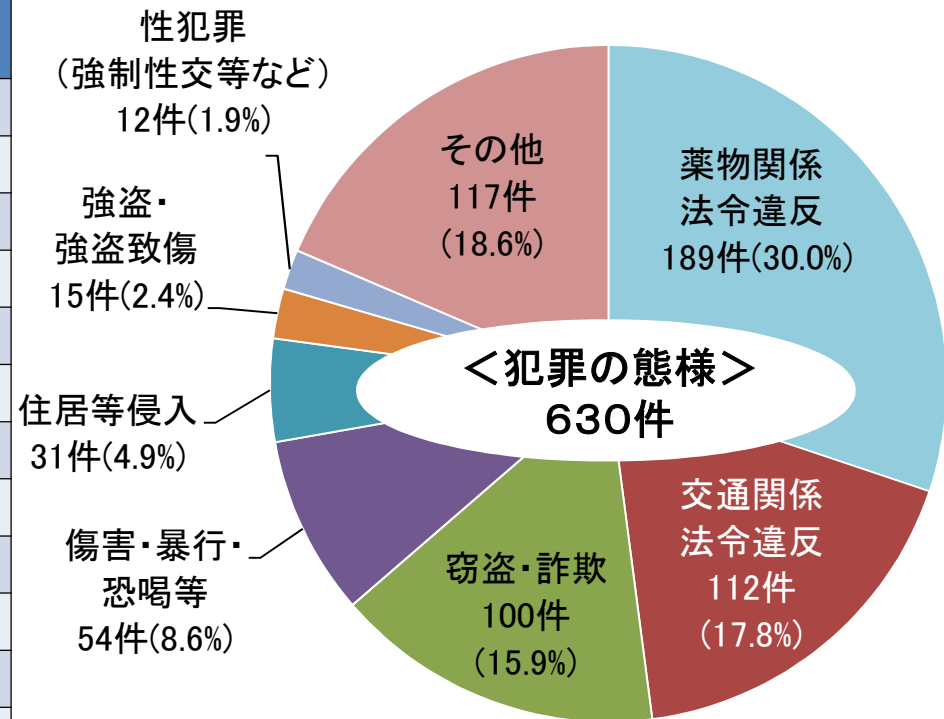
送還忌避被收容者の実態②

2 犯罪状況等

令和元年12月末現在の送還忌避被收容者649人のうち、**272人(42%)**が**有罪判決**(入管法違反によるものを除く。以下同じ。)を受けており、**66人(10%)**が**仮放免中の犯罪により有罪判決**を受けている。

また、**146人(22%)**が**退去強制処分を複数回**受けているほか、**114人(18%)**が**仮放免中の逃亡や条件違反により仮放免が取り消された上で再收容**されており、これらの者の**総数は370人(57%)**である(重複分を除く。)

順位	国籍	送還忌避被收容者	有罪判決を受けた者	複数回退去強制処分	仮放免取消歴有
1	スリランカ	72	18	9	13
2	イラン	59	41	16	14
3	ブラジル	56	49	12	12
3	ナイジェリア	56	28	21	11
5	フィリピン	46	13	8	8
6	中国	36	13	7	4
7	パキスタン	34	11	12	7
8	ペルー	31	16	12	6
9	ミャンマー	30	4	2	4
10	ネパール	26	5	1	3
	その他	203	74	46	32
	計	649	272	146	114



※1 数値はR1.12末現在の集計(速報値) ※2 入管法違反を除く

※3 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している ※4 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%とはならない

送還忌避被收容者の実態③

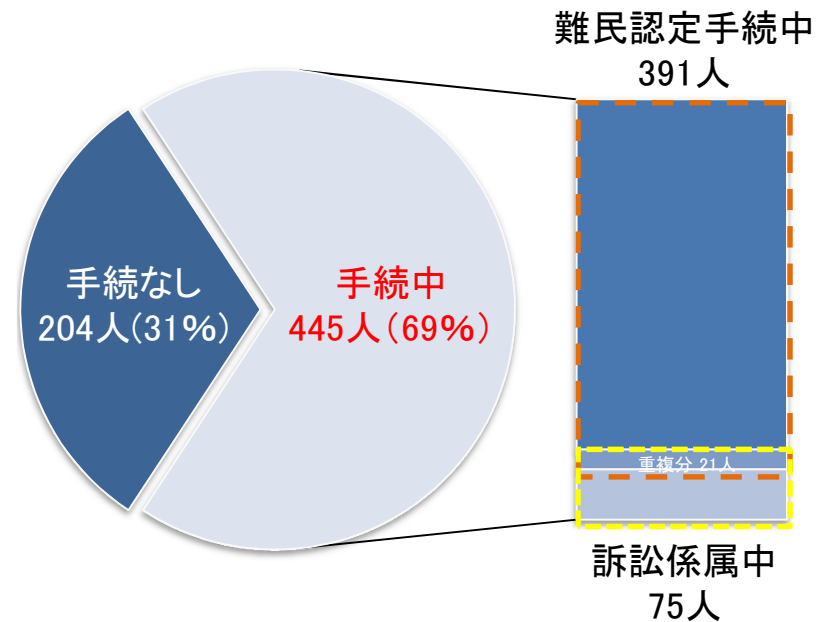
3 難民認定手続及び訴訟関係

令和元年12月末現在の送還忌避被收容者649人のうち難民認定手続中の者は391人(60%)、入管関係訴訟係属中の者は75人(12%)であり、これらの者の総数は445人(69%)である(重複分を除く。)

また、難民認定手続中の者のうち、複数回申請に及んでいる者は227人(58%、最多5回)である。

順位	国籍	① 人数	② ①のうち 難民認定手続中		②のうち複数回申請 に及んでいる者		①のうち 入管関係 訴訟係属中 人数
			人数	①に占める割合	人数	②に占める割合	
1	スリランカ	72	64	89%	32	50%	2
2	イラン	59	43	73%	13	30%	5
3	ナイジェリア	56	36	64%	23	64%	3
4	ミャンマー	30	25	83%	24	96%	2
5	パキスタン	34	24	71%	15	63%	2
	その他	398	199	50%	120	60%	61
	計	649	391	60%	227	58%	75

送還忌避被收容者649人の手続状況



※ 数値はR1.12末現在の集計(速報値)

被退令仮放免者の実態①

1 犯罪状況等

令和元年12月末現在，退去強制令書の発付を受けて仮放免中の者は2217人である。

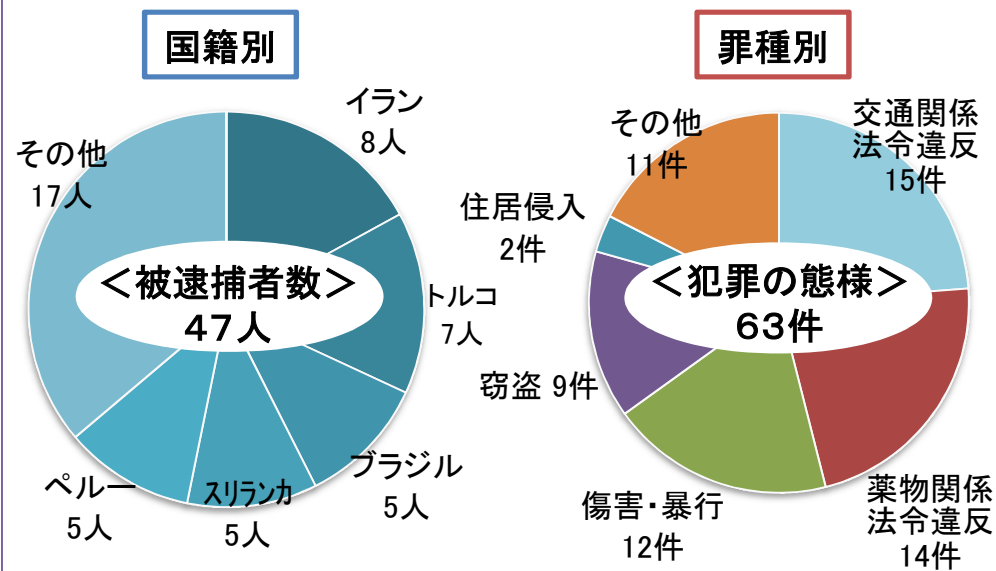
平成31年1月から令和元年12月末までに，**警察等から逮捕**(入管法違反によるものを除く。)**された旨通報があった被退令仮放免者は47人**で，国籍別ではイランが8人，トルコが7人の順である。

また，令和元年12月末現在，被退令仮放免者が**逃亡して仮放免を取り消され手配中の者は362人**である。

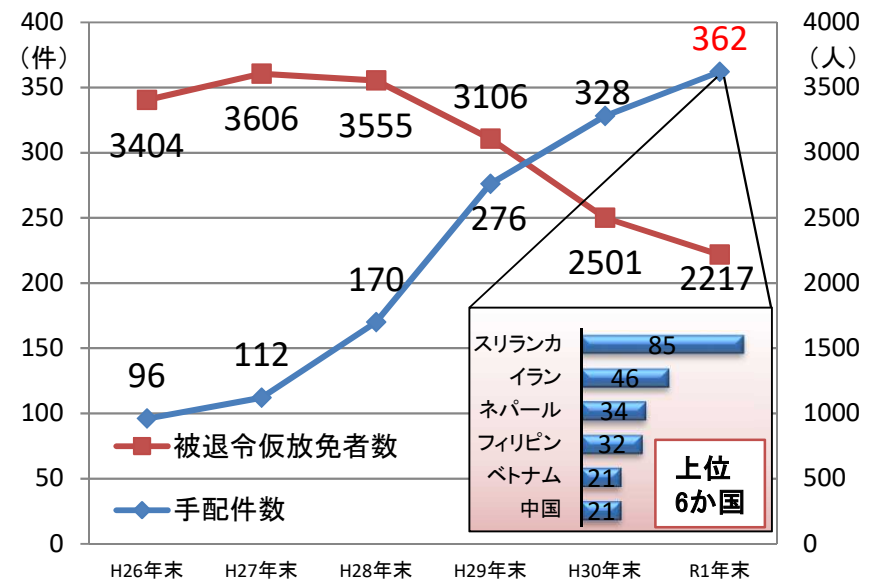
【被退令仮放免者】

退去強制令書の発付を受けた後，仮放免により一時的に収容を解かれている者であり，その多くは送還忌避者に当たる。

仮放免中の逮捕事案(H31.1-R元.12末)



仮放免中の逃亡による手配件数等の推移



※1 入管法違反を除く ※2 罪種別は同一人の異なる罪名をそれぞれ計上している ※3 数値はR1.12月末現在の集計(速報値)

被退令仮放免者の実態②

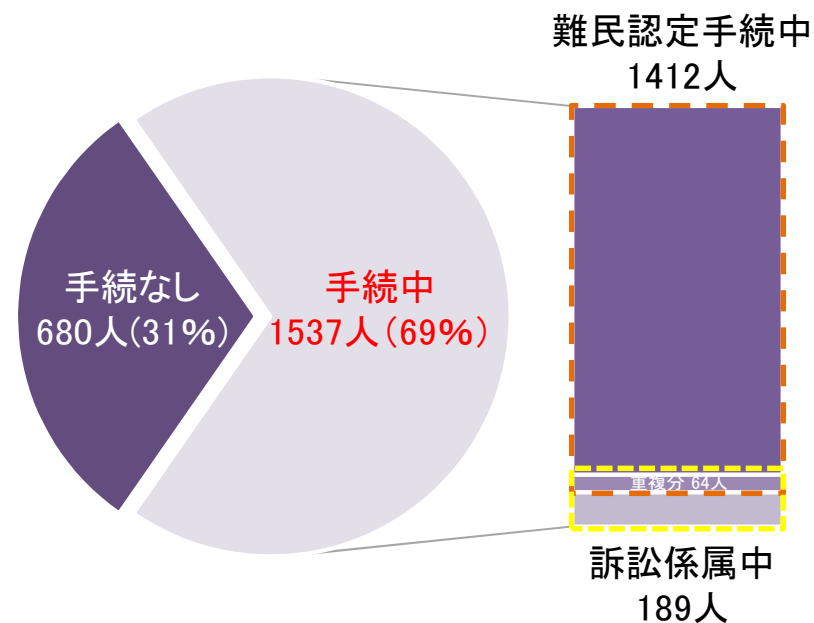
2 難民認定手続及び訴訟関係

令和元年12月末現在の被退令仮放免者2217人のうち難民認定手続中の者は1412人(64%)、入管関係訴訟係属中の者は189人(9%)であり、これらの者の総数は1537人(69%)である(重複分を除く。)

また、難民認定手続中の者のうち、複数回申請に及んでいる者は975人(69%, 最多6回)である。

順位	国籍	① 人数	② ①のうち 難民認定手続中		②のうち複数回申請 に及んでいる者		①のうち 入管関係 訴訟係属中 人数
			人数	①に占める割合	人数	②に占める割合	
1	トルコ	395	378	96%	287	76%	38
2	イラン	226	152	67%	83	55%	7
3	スリランカ	215	194	90%	106	55%	12
4	フィリピン	210	27	13%	13	48%	27
5	ミャンマー	134	121	90%	110	91%	4
6	パキスタン	118	91	77%	61	67%	3
7	ナイジェリア	113	89	79%	60	67%	8
8	中国	95	20	21%	15	75%	17
9	ペルー	84	12	14%	4	33%	8
10	ブラジル	73	6	8%	1	17%	12
10	バングラデシュ	73	54	74%	39	72%	6
	その他	481	268	56%	196	73%	47
	計	2217	1412	64%	975	69%	189

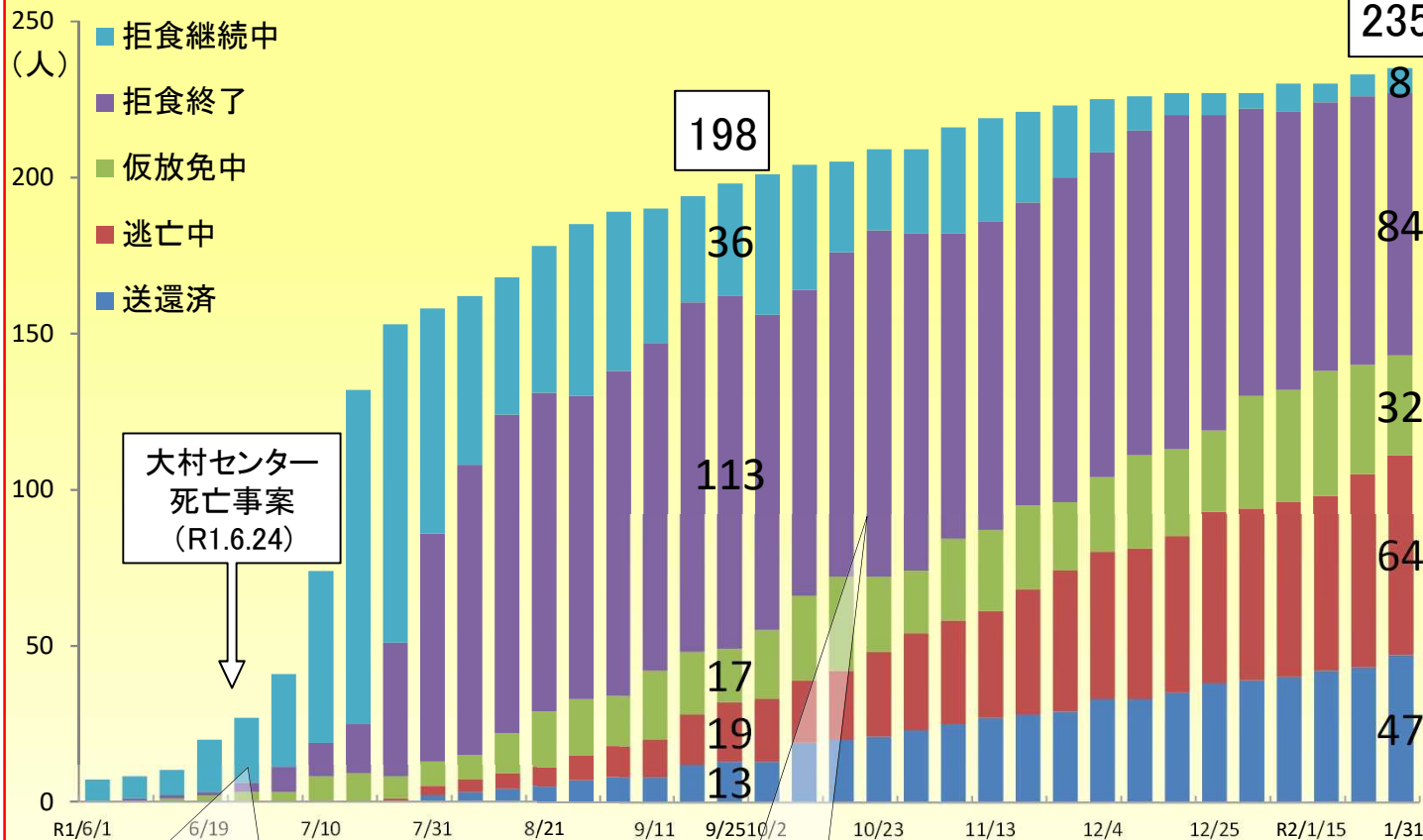
被退令仮放免者2217人の手続状況



※ 数値はR1.12末現在の集計(速報値)

拒食事案について

全国の収容施設で、国籍国が身柄の引き取りを拒否し、その送還が困難となっているイラン人を中心に、仮放免許可を求めて官給食を含む飲食物の摂食拒否(拒食)が発生。半年以上が経過した令和2年1月末現在においても、完全な収束には至っていない。



国籍別

順位	国籍	拒食者	逃亡中
1	イラン	63	25
2	スリランカ	25	12
3	トルコ	20	2
4	ブラジル	16	1
5	パキスタン	13	4
	その他	98	20
	計	235	64

※数値はR2.1末現在の集計(速報値)

拒食者に対しては、摂食指導や説得を継続するとともに、医師の診察等により体調を確実に把握するなどして、適切に対処しているが、医学的な措置を全て拒否する拒食者について、健康状態に著しい悪化が認められる場合には、当該被収容者をめぐる諸般の事情を総合的に考慮して仮放免することもある。